**佐賀県ＬＰガス料金支援事業に係る間接補助事業実施要綱**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人佐賀県ＬＰガス協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和５年７月１４日　制定

令和５年７月２６日　改訂

（目的）

第１条　この要綱は、佐賀県ＬＰガス料金支援事業費補助金交付要綱（令和５年７月６日制定）に基づき、ＬＰガス料金の値引きを行ったＬＰガス販売事業者（以下「間接補助事業者」という。）に対して、一般社団法人佐賀県ＬＰガス協会（以下「補助事業者」という。）が予算の範囲内で当該値引き額の原資等を間接補助金として助成することとする。

（補助対象）

第２条　間接補助金交付の対象である事務又は事業の内容、その交付率は、次表のとおりとする。

|  |
| --- |
| 交付の対象である事務又は事業の内容及び交付率 |
| １　事業費値引きを行った間接補助事業者に対し値引き相当額（税抜き）を交付（交付率10／10）（１）家庭業務用（税別）値引き額　500円/月×６月（令和５年４月から同年９月まで）（注）１か月のＬＰガス料金が500円未満の場合、当該月の値引きは行わない。（２）工業用（税別）値引き額　21円/kg（46円/㎥）×ＬＰガス総使用量（令和５年４月から同年９月まで）２　事務費値引きを行った間接補助事業者に対し事務経費として値引きしたＬＰガス契約者1件あたり200円を交付（交付率10／10） |

（参加の申出）

第３条 間接補助事業者は、本事業に参加するためには、様式１による佐賀県ＬＰガス料金支援事業参加申出書（以下「参加申出書」という。）を、令和５年８月１８日までに補助事業者に提出しなければならない。

（参加申出の確認）

第４条 補助事業者は、第３条の規定による参加申出書の提出があった場合には、当該申出書の内容を確認し、事業への参加を認めたときは、様式２による佐賀県ＬＰガス料金支援事業参加確認書を間接補助事業者に送付するものとする。

２ 補助事業者は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（事前確認）

第５条 間接補助事業者は、前条の確認後、様式３による佐賀県ＬＰガス料金支援事業事前確認書（以下「事前確認書」という。）に補助事業者が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、令和５年８月３１日までに補助事業者に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の規定による事前確認書の提出があった場合には、当該事前確認書の内容を確認し支障がなければ、様式４による佐賀県ＬＰガス料金支援事業事前確認完了通知書を間接補助事業者に送付するものとする。

（債権譲渡の禁止）

第６条 間接補助事業者は、第４条第１項の規定に基づく参加申出によって生じる権利の全部又は一部を補助事業者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（事故の報告）

第７条 間接補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式５による事故報告書を補助事業者に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第８条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して３０日を経過した日又は令和５年１２月末のいずれか早い日までに様式６による実績報告書を補助事業者に提出しなければならない。

２ 間接補助事業者は、第１項の実績報告を行うに当たって、その証拠となる書類を整理し、当該報告に係る年度の終了後５年間保存しなければならない。

（間接補助金の請求）

第９条 間接補助事業者は、間接補助事業完了後、様式７による請求書を提出しなければならない。

ただし、必要があると認められる場合については、概算払をすることができる。

２ 間接補助事業者は、前項ただし書の規定により間接補助金の支払を受けようとするときは、様式８による概算払請求書を補助事業者に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第１０条 補助事業者は、第８条第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る間接補助事業の実施結果が間接補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき間接補助金の額を確定し、様式９により確定された間接補助金の額を間接補助事業者に通知するものとする。なお、帳簿類の調査ができない場合等、間接補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないときは、当該間接補助事業に係る金額は助成の対象とならない。

２ 補助事業者は、間接補助事業者に交付すべき間接補助金の額を確定した場合において、第９条２項において既にその額を超える間接補助金が交付されているときは、その超える部分の間接補助金の返還を命ずる。

（是正のための措置）

第１１条 補助事業者は、間接補助事業の適切な遂行のため必要があると認めたときは、間接補助事業者に対し、間接補助事業に関し報告を求め、又は間接補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

（事業参加確認の取り消し等）

第１２条 補助事業者は、間接補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業参加確認を取り消すことができる。この場合において、既に間接補助金が交付されているときは、補助事業者はその全部又は一部の返還を求めることができる。

（１）この要綱又は参加申出の際に付した条件に違反したとき

（２）補助事業者に提出した書類に虚偽の記載があったとき

（３）間接補助金を交付する目的に著しく反する行為があったとき

（４）前３号のほか、業務に関する法令違反など、間接補助事業者として相応しくないと認められたとき

（間接補助事業者情報の変更）

第１３条 間接補助事業者は、補助事業者に報告している会社情報等の変更が生じた場合は、速やかに補助事業者に届け出るものとする。

（誓約事項及び同意事項）

第１４条 間接補助事業者は、別記１から別記３までについて、参加申出書の提出前に確認しなければならず、参加申出書の提出をもってこれに誓約又は同意したものとする。

（その他）

第１５条 補助事業者は、本要綱に定めるもののほか、間接補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項について別に定めるものとする。

２ 補助事業者は、間接補助事業者に対し、本要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附　則

この要綱は、令和５年７月１４日から適用する。